

平成28年第1回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成28年 2月29日(月) 14時45分

○招集場所 見附市役所 401会議室

○会議に付した議件

議第 1号 専決処分について(見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について)

議第 2号 見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について

議第 3号 見附市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 4号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 5号 見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 6号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 7号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第 8号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 9号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第10号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第11号 平成28年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について

議第12号 平成27年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

議第13号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	南 雲 京 子
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子

○事務局出席者

教 育 部 長	星 野 隆
学 校 教 育 課 長	松 井 謙 太
ま ち づ くり 課 長	岡 村 守 家
教 育 総 務 課 長 補 佐	早 川 洋 介
学 校 教 育 課 長 補 佐	糀 谷 正 夫
こ だ も 課 長 補 佐	森 澤 祐 子
臨 時 職 員	後 藤 直 子

15時02分開会

教 育 長

只今より、平成28年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人全員でございます。

教 育 長

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により南雲委員を指名します。

教 育 長

報告1 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について

報告2 学校給食センター建設について

教育部長より説明願います。

教 育 部 長

報告いたします。「平成27年度卒業式日程及び市代表出席者名簿」に記載してあるとおりであります。小林教育長職務代理は3月3日(木)見附中学校と3月24日(水)上北谷小学校、南雲委員は3月4日(金)南中学校と3月24日(水)見附第二小学校、武田委員は3月4日(金)今町中学校と3月24日(水)田井小学校、小倉委員は3月24日(水)見附小学校に出席をお願いいたします。その他の出席者は、名簿に記載のとおりであります。

報告事項2の学校給食センター建設についてであります。先ほど総合教育会議で市長が説明した通りでございます。

教 育 長

只今の二つの報告説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3議第1号専決処分について(見附市子ども・子育て地域協議会委員

の委嘱について)を議題といたします。こども課長より説明願います。

こども課長

1ページをご覧ください。

議第1号「見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱」について、1月1日付で専決いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

内容の説明をさせていただきますので、3ページをご覧ください。

「見附市子ども・子育て地域協議会」は子ども・子育て支援新制度に係る事業計画や保育園等の利用定員に関して、子育て関係者等から広く意見を聴くために設置しております。

来年度の保育園、幼稚園及び認定こども園の入園受付を行っているなかで、入園児童数の増から定員の変更が必要な園があることが判明いたしましたので、早急に「見附市子ども・子育て地域協議会」の意見を聴くため、専決処分により、別記委員名簿のとおり委嘱したものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

ないようですので、質疑を終結いたします。

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に議第2号見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第2号見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について

を説明します。

改正の理由は行政区において変更がありましたので、右側の現行の欄中下線が引かれた部分を当該改正部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分に改めるものです。

内容といたしましては、「杉沢町全区」とあるものを平成28年4月1日から杉沢町が一つの区になるため、「杉沢町」と改めるものです。合わせて、「緑町」が「緑町1と2区」と「柳橋町」が「柳橋町1～3区」に「市野坪町」が「市野坪町1・2区」にそれぞれ区が増えていたため「全区」という表現を加えさせていただきました。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第3号見附市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議第4号見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第5号見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第6号見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第7号見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

までを議題とします。こども課長に説明を求めます

こども課長

6ページをご覧ください。

議第3号 見附市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

改正の理由であります。本年1月より個人番号の利用が開始されました。そこで、手続の際に個人番号が必要となる申請書に個人番号欄の追加が必要となったため、改正するものであります。

7ページをご覧ください。

別記第1号様式「支給認定（変更）申請書」の就学前子ども、父、母の欄に個人番号を追加するものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用するものであります。

10ページをご覧ください。

つづきまして、議第4号見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由であります。先ほどの議第3号と同様に、個人番号の利用に伴い、申請書に個人番号欄を追加するものです。

11ページをご覧ください。

養育医療給付申請書の生年月日欄の下と、ページめくって13ページの世帯調書の生年月日欄の次に個人番号欄を追加しました。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用するものであります。

16ページをご覧ください

つづきまして、議第5号見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

まず要綱改正の理由であります。番号法の利用開始に伴う申請書類への個人番号欄の追加と国の要綱改正に伴う用語の改正等を行うためのものであります。

17ページをご覧ください。

まず国の要綱改正に伴う用語の変更として、表題と第1条、第2条第1号にある「高等技能訓練促進費等給付金」から「高等職業訓練促進給付金等」に、第2条第2号の「入学支援修了一時金」から「高等職業訓練修了支援給付金」に変更となりましたので改正するものであります。以下18ページ～21ページまで、このことによる改正であります。

22ページ中央のただし書の部分については平成25年度に限った措置であり、現在市で該当者がいないことから削除するものであります。

24ページの別記第1号様式については、国の要綱改正に伴う用語の変更に合わせて、個人番号を追加したものであり25ページも同様に個人番号欄を追加したものであります。

26ページから32ページにおいては、国の要綱変更に伴う用語等の改正を行うものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用するものであります。

33ページをご覧ください

つづきまして、議第6号見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

まず要綱改正の理由であります、番号法の利用開始に伴う申請書類への個人番号欄の追加と国の要綱に合わせた改正を行うものであります。

内容を説明しますので34ページをご覧ください。

対象講座を定めている第3条第2号については、現在厚生労働大臣が定める講座がないことから、該当部分を削除するものであります。

また、対象講座の指定申請を規定している第5条に申請の際に添付する書類について国の規定に合わせ第2項として追加するものであります。

36ページの講座指定申請書では個人番号欄の追加と過去に受給した給付金名を国要綱に合わせて改め、39ページの給付金交付申請書では個人番号欄を追加するものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用するものであります。

41ページをご覧ください。

つづきまして、議第7号見附市ひとり親家庭等医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由であります、個人番号の利用に伴い、申請書に個人番号欄を追加するものです。

42ページをご覧ください。縮小してあり大変見にくく申し訳ありませんが、ひとり親家庭等医療費受給者証交付更新申請書に個人番号欄を追加するもので

す。

附則第1項におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用し、第2項で経過措置を定めるものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本5案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本5案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第8号見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第9号見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第10号見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてまでを議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

44ページをご覧ください。

議第8号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

45ページをご覧ください。

要綱改正の内容ですが、対象者を規定している第4条では、18歳未満の定義をわかりやすくするためカッコ書きの規定を加えたものであります。

カードの有効期限を規定している第7条では、3年ごとのカード更新時期に合わせて、有効期間の年月日を変更してきましたが、今回、カード裏面に有効期限を記載する方法に改めることとしました。また、第2項は、先ほど説明した第4条を改正したことにより削除するものです。

第8条は第4条及び第7条の改正に合わせて字句等を修正したものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行するものであります。

46ページをご覧ください。

議第9号見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の内容ですが、申請手続きの簡素化を行うための改正するものであります。

47ページをご覧ください。

対象者を規定している第2条第3号において、市税等の未納がないことを条件としておりますが、まず、これまで特定不妊治療を受けた申請者の中で、市税等の未納があることを理由に助成対象外とされた人がいないこと。二つ目として、転入者の場合、市外から納税証明書を取り寄せなければならず、前住所地が県外の場合の申請者の負担が大変大きいこと。三つ目に、県内20市のうち、11市で納税していることを条件としていないことから、見附市においても手続きの簡素を図る観点から、同号を削除するものであります。

48ページの申請書においては、様式に添付書類として定めている納税証明

書の部分を削除するものであります。

附則において、この要綱を平成28年4月1日から施行するものであります。

50ページをご覧ください。

議第10号見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の内容ですが、議第9号と同様に申請手続きの簡素化を行うための改正であります。

51ページをご覧ください。

対象者を規定している第3条第4号において、市税等の未納がないことを条件としておりますが、これを削除するものであります。

交付申請について規定している第6条で添付資料として夫婦の納税証明と規定している第4号を削除するものであります。

52ページの申請書においては、様式に添付書類として定めている税務関係資料の部分を削除するものであります。

附則において、この要綱を平成28年4月1日から施行するものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第11号平成28年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取についてを議題とします。

初めに、教育部長から趣旨説明をしてもらい、続いて関係課長に説明を求めます。続いて関係課長より説明を求めます。

教 育 部 長

資料「平成28年度当初予算の概要」2ページの「3. 各会計別歳入歳出予算総括表」をご覧ください。平成28年度一般会計は、177億3千万円であり、対前年度当初予算比+11%で昨年度より17億6千万円増の、過去最大規模の予算となっています。なお、特別会計、企業会計を合わせた総額は、370億9,700万円であり、対前年度比+3.3%で昨年より11億7,750万円の増となっています。

4ページをお願いします。歳出の表の「10款教育費」の28年度予算額は、12億7,057万1千円で、対前年度比マイナス20.8%で昨年より3億3,341万5千円の減となっています。大きな理由といたしましては、体育館天井耐震化改修が終了したための学校建設工事費としての1億4,000万円の減と市民体育館の施設修繕が終了したための2億647万円の減であります。

8ページの「8主要事業一覧表」をご覧ください。ここから市の各課の主要事業について説明しています。

教育総務課については、21ページをご覧ください。

下から3つ目の「学校給食費補助」として、中学校以下の子どもが3人以上いる家庭の小中学生を対象に、子どもの数から2人を差し引いた人数の学校給

食費を無料化にすることにより、子育て家庭の支援を行うものであります。

23ページをお願いします。「耳取遺跡整備活用事業」は、昨年度に国史跡の指定を受けた耳取遺跡の整備計画を2ヵ年かけて行う1年目の事業でございます。

以上でございます。

学校教育課長

22ページをご覧ください。太字になっているものが二つございますが、一つ目は、中学校の英語検定受験補助です。別に資料を用意してありますが、そこに英語の学力向上に取り組むべき背景を記載しておきました。ひとつには、小学校と中学校のギャップを極力小さくして、中学生には具体的な目標を与え学習意欲を高めていく事が必要であり、幾つかの手立てを考え学校にも指示をしているところであります。その中の一つとして英語検定受験補助という事で、全中学1年生の英語検定5級を対象として計上いたしました。

こども課長

予算の概要の20ページをご覧ください。

4. 「人が育ち人が交流するまちづくり」の(1)「子育て環境の充実に努めます」の①「仕事と子育てが両立できる環境を整備します」であります。保育園、幼稚園、認定こども園などの就学前児童の保育・教育のための経費や病気の回復期の子どもを預かる病後児保育事業、小学校児童の放課後健全育成のため、放課後児童クラブや放課後の居場所づくりに引き続き取り組んでいきます。

次に②「安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」では、これまでの支援体制に加えて、21ページに新規事業として「見附版ネウボラ」を実施し、これまで以上に妊娠・出産から育児まで切れ目のない

支援を展開するため、母子保健コーディネーターの配置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、児童発達支援相談事業に取り組み子育て支援体制の強化を図ることとしています。また、今年度から実施している赤ちゃんの駅事業について、民間施設での拡充をより進めるため施設整備費の補助を実施することとしました。この見附版ネウボラの概要につきましては、別紙資料を用意しましたのでご覧ください。赤い枠の部分がこれまでの妊婦健診や乳幼児健診などに加え新たに産後ケア事業と産前・産後サポートを拡充実施し、新たに配置する母子保健コーディネーターがこれらの相談、情報の収集提供、必要な支援の調整等、総合的な窓口としての役割を担うこととしております。また、緑色の枠の部分が発達支援相談事業として新たに取り組むもので、発達の気になる子どもの早期発見・支援を充実させるため、保育士、心理相談員、言語聴覚士など専門職による相談等を行い、就学前の発達の気になる子の支援を充実させることとしております。そして見附版ネウボラの特徴としては「妊娠期や産後の早い時期のサポート」プラス「発達の気になる子どもの早期支援」を合わせて保健福祉センターで実施・一元化させることで、より身近な場所で妊娠期から育児で切れ目のない包括的な支援をワンストップで展開するのが、見附版「ネウボラ」の特徴であります。

まちづくり課長

23ページをお願いします。

(5)の「ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます」ですが

①「生涯学習を支援します」では、公民館自主事業の費用として、講座開催のための謝金など546万3千円を計上しております。

②「芸術・文化の充実に努めます」では、「みつけ市民ギャラリー管理費」の3,999万8千円ですが、市民ギャラリー管理運営委託料などの経費を計上する

ものであります。

「アルカディア音楽祭補助事業」の150万円ですが、24回目となる音楽祭開催事業への補助金であります。

「小中学生音楽鑑賞事業」の219万円ですが、見附市の音楽プロデューサーをお願いしている船橋先生の企画による音楽鑑賞事業の経費であります。

③「スポーツや健康・体力づくりの活動を推進します」では、「地域ジュニア競技育成事業」の60万円ですが、ジュニア層の選手の育成強化のための経費であります。

24ページをお願いします。

「総合型地域スポーツクラブ事業補助」の70万円ですが、NPO法人見附市総合型地域スポーツクラブの運営費補助金であります。

以上でございます

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

学校教育課の中学生英語検定受験補助ですが、1年生全員に受けさせるという事になるのでしょうか。

学校教育課長

そこの所は、学校長の判断によるところが大きいと思います。希望としては積極的な参加を期待しております。

小 林 委 員

受けますと言った生徒に補助をするという事ですね。

学校教育課長

はい。

小林委員

わかりました。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教育長

次に議第12号平成27年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案についてを一括して議題とします。関係課長に説明を求めます。

こども課長

56ページをご覧ください。

「放課後児童健全育成事業費」の補正予算については、207万9千円の減額であります。

補正した理由でございますが、つぐみ幼稚園で実施していた今町学童保育クラブの休園等により減少したため放課後健全育成事業委託料を減額補正するものであります。

57ページをご覧ください。

「児童措置事業」の補正予算については、666万4千円の減額であります。

補正の理由でございますが、実績見込みによりパート保育士の賃金と社会保険料を850万円減額することと、国で来年度から実施予定の多子世帯とひとり親世帯への保育料軽減策に対応するためのシステム改修に183万6千円増額することによるものです。

58ページをご覧ください。

「私立保育所運営費」の補正予算については、2,992万5千円の減額であります。

補正の理由でございますが、私立保育所の運営費につきましては、国が定める保育単価により積算しておりますが、人事院勧告等に伴う保育単価の改定が4月分に遡り実施されたことと途中入園児の増により委託料を622万円増額しますが、延長保育事業補助金の基本分については、施設型給付として支払う委託料に含まれていたため2,418万7千円を減額、未満児保育事業補助金は、実績見込みにより1,195万8千円減額するものです。

59ページをご覧ください。

「病後児保育事業費」の補正予算については、6万5千円の増額であります。補正の理由でございますが、病後児保育を利用する際に必要な症状連絡票記入にかかる市立病院に支払う診療情報提供委託料の実績見込みにより6万5千円の増額補正を行うものです。

60ページをご覧ください。

「へき地保育所運営事業費」の補正予算については、470万円の増額であります。

補正の理由でございますが、人勧等に伴う人件費の増と、実績見込額を計算していた中で当初の委託料に誤りがあり、その差額を支出するため470万円を補正するものです。

6 1 ページをご覧ください。

「児童手当等交付事業費」の補正予算については、1, 5 8 6 万 5 千円の減額であります。

補正の理由でございますが、児童手当の実績見込みで受給対象児童数が当初見込みより減少したため減額補正するものです。

6 2 ページをご覧ください。

「児童扶養手当等交付事業費」の補正予算については、3 0 0 万円の減額であります。

補正の理由でございますが、児童扶養手当の実績見込みで受給者数が当初見込みより減少したため減額補正するものです。

6 3 ページをご覧ください。

「子どもの感染症予防事業費」の補正予算については、3, 9 0 0 万円の減額であります。

補正の理由でございますが、当初予算で見込んでいた接種者数より少なくなり、ワクチン代1, 8 0 0 万円と予防接種委託料2, 1 0 0 万円を減額補正するものであります。

6 4 ページをご覧ください。

「子どもの医療費助成事業費」の補正予算については、3 0 0 万円の減額であります。

補正の理由でございますが、当初見込んでいた医療費の助成額より実績見込み額下回ることから医療給付費3 0 0 万円を減額補正するものです。

以上説明いたしました補正予算につきましては、委員会として予算要求したものであります。予算査定の中で修正される場合があることをご承知おき願います。

学校教育課長

続いて65ページの教育指導経費についてであります。730万円の減額は、校務支援システムの実稼働時期を契約始期とし、3月から本格的に稼働するわけですが、そこからお金が発生する契約であるという事と、あわせて入札等により月額使用料が80万円から69万1千円に確定したため、所要額を減額補正するものです。

教育部長

66ページをご覧ください。2項小学校費 1目学校管理費の250万円の減は、名木野小学校校舎改修工事の請負差額でございます。

次ページ67ページをお願いします。同じく2項3目学校建設費の667万円の減は、見附小・新潟小・上北谷小及び名木野小学校の体育館天井改修（耐震化）工事の請負差額による減であります。

ひとつ訂正をお願いします。右上の補正理由のところの、施設整備工事費の500万円の前に△を記入してください。

以上でございます。

教育長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第13号教職員(管理職)人事の内申について を議題とします。

この議案につきましては、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布させていただきますので、了承をお願い致します。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

■ここから非公開審議■

教育長より、議第13号「教職員(管理職)人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、内申することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第13号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

15時59分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

南雲 京子

